

新型コロナウイルス感染症による傷病手当金支給申請の留意事項について

1. 医療従事者及び介護従事者が新型コロナウイルスに感染した場合

厚労省における「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）」（当組合ホームページに掲載）に基づき、医師、看護師などの医療従事者や介護従事者が新型コロナウイルスに感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となっておりますので、感染経路が不明瞭である場合は、厚労省のQ&Aのとおり管轄の労働基準監督署へご申請ください。

なお、労災保険給付不該当となった場合は、傷病手当金の支給申請対象となりますので、傷病手当金支給申請書に労災保険給付不該当となったことが確認できる書類を添付のうえ、当組合あてご申請ください。

2. 医療従事者及び介護従事者以外の労働者が新型コロナウイルスに感染した場合

新型コロナウイルス感染症についても、他の疾病と同様、個別の事案ごとに業務の実情を調査の上、業務との関連性が認められる場合には労災保険給付の対象となりますので、業務上での感染が疑われる場合は管轄の労働基準監督署へ申請してください。

なお、業務上での感染が疑われない場合は、傷病手当金支給申請書に必ず申請者の職種と感染経路を記載して申請してください。

3. 医師の意見書が交付されない場合の傷病手当金の申請について

傷病手当金支給申請書に、別添「療養状況申立書」を添付のうえ、ご申請ください。

なお、自治体や保健所等が発行する「就業制限通知書（写）」「宿泊・自宅療養証明書（写）」やMY HER-SYS（マイヘルシス）の「療養証明書（写）」などの公的な証明書及びPCR検査や抗原検査の結果票がある場合は添付してください。

これらの添付書類を精査し、当組合で労務不能であったと判断する期間に対して傷病手当金を支給いたします。